

本市都市計画は昭和十三年八月四日、内務省告示第三五五号をもつて決定されたものであります。この事業の目的は都市計画法第一条に「本法に於て都市計画と称するは交通、衛生、保安、経済等に關し、永久に公共の安寧を維持し、又は福利を増進するための重要施設の計画にして、市若くは主務大臣の指定する町村の区域内に於て、又はその区域外に亘り施行すべきものをいう。」と規定されております。従つて都市を形成するあらゆる施設が都市計画事業であるといふこともできます。更に別な面から見ますと、ならば都市計画事業とは都

本市「都市計画事業」の概要

土木

公益質屋特別会計		收入及び支出の概況			自昭和20.4.1日 至26.9.30日	
款項	現計予算額	收入未済額			計	收入未済額
		前期收入未済額	今期收入未済額	計		
事業收入	21,654,100	円	一	9,202,069.19	円	12,452,030.81
合計	21,654,100	円	一	9,202,069.19	円	12,452,030.81
款項	現計予算額	支出未済額			計	支出未済額
		前期支出未済額	今期支出未済額	計		
事業費	19,315,011	円	一	7,866,807.00	円	11,448,204.00
予備費	2,339,089	円	一	7,866,807.00	円	2,339,089.00
合計	21,654,100	円	一	7,866,807.00	円	13,787,293.00
計 算 書						
收入合計金			9,202,069.19		円	
一時借入金			1,000,000.00		円	
計			10,202,069.19		円	
支出合計金			7,866,807.00		円	
差益金			2,335,262.19		円	

国民健康保険特別会計 収入及び支出の概況 自昭和26.4.1日
至 26.9.30日

款項	現計予算額	收入済額			收入未済額
		前期收入済額	今期收入済額	計	
国民健康保険 徴収金	46,489.125	—	9,474,479.00	9,474,479.00	37,014,646.00
使用料及手数料	252.000		20,195.00	20,195.00	231,805.00
国庫支出金	2,292.155		—	—	2,292,155.00
繰入金	695.800		—	—	695.800.00
雑收入	60.500		3,196.00	3,196.00	57,304.00
合計	49,789.580		9,497,870.00	9,497,870.00	40,291,710.00

款項	現計予算額	支出済額			支出未済額
		前期支出済額	今期支出済額	計	
事業費	49,010.490	—	7,871,764.00	7,871,764.00	41,138,726.00
備費	779.090				779.090.00
合計	49,789.580		7,871,764.00	7,871,764.00	41,917,816.00

準工業地域を指定し、これに河川、街路、下水等が総合計画され、合理的に行われるよう企画しておられます。既に本市は昭和二十三年四月二十一日に指定地域となつております。

第三に水利施設事業であります。

都市は日々生育して行くものであり、その生育につれて排泄物が多くなると共に近郊の開発により雨水の流下量が増大するためこの施設の完備を急務がなければなりません。これには市内の大下水本管を整備し、污水の処理を併用した施設の完壁を期そうとしております。ただそれがためには、これに連絡する小下水路の計画完備も又急務であります。将来本市が文化都市として完備しなければならない下水道法による下水道計画即ち水洗便所の施設がありますので、

これとの均衡が問題であります。その点については着々その具体化に努力しております。今年度は予算四百八十万円で駅前排水路、内径一・六米延長三一六米を実施しております。

第四に公共地盤整備事業であります。即ち総合運動場、野球場、庭球場の施設整備の事業がこれであります。

これは学生、勤労大衆の心身の鍛錬と体位の向上に資し、以つて本市の経済活動を旺盛ならしめるものであります。更にスポーツが世界の平和と親善に貢献することの大いきい点からしてこれが整備充実も急がなければなりません。庭球コートは一昨年、野球場は昨年、ほぼ完成をみたので、本

い
て
市との第一印象は駅前で
あります。市は駅前で
在の雑然たる姿を整備し
先ず面積五千平方メートル
美観と安全とを兼備し
広場計画が立案され
あります。上が計画の概要ですが
それが実施に当つては市
の絶大なる御協力が要
されるのであります。
の要請こそやがて皆様
福利となつて市民生活
寄与するのであります
の外に公園緑地として
址公園、城山公園、海
公園、久野公園を計画
ております。
上本市の都市計画事業
概要であります。

れ歯はせいいたくなもの
入りませんが、噛むの
不自由をしない程度に
度に於ては失業対策事
を以て綜合運動場の整
を実施しております。
五に駅前広場の整備事
であります。

市は駅前で
在の雑然たる姿を整備し
先ず面積五千平方メートル
美観と安全とを兼備し
広場計画が立案され
あります。上が計画の概要ですが
それが実施に当つては市
の絶大なる御協力が要
されるのであります。
の要請こそやがて皆様
福利となつて市民生活
寄与するのであります
の外に公園緑地として
址公園、城山公園、海
公園、久野公園を計画
ております。
上本市の都市計画事業
概要であります。

るような場合には自分の
歯に鉤をかけて顎付けて
もたせる。このいれ歯は
一本から總いれ歯まで有
由に入るのである。

とかく從来から顎付きの
入歯をばかにする傾向があつたようですが、そな
は十年も前の考え方では、昔とは全然異つた造
り方でむしろ、つけ切る
入歯より合理的、且つ衛
生的であるとまでいわれ
るくらい進歩した方法ば
とられてゐます。

一時借入金内訳			昭26.9.30現在
借入目的	借入先	金額	摘要
一時借入金	横浜興信銀行	30,500,000.00	(内競輪事業費 4,000,000円)
"	駿河銀行	27,000,000.00	
"	資金運用部	17,000,000.00	(内水道事業費起債前借 4,000,000円)
"	神奈川県	1,000,000.00	公益質屋事業運転資金
計		75,500,000.00	

市債の状況（長期債）			昭26.9.30現在
目的別	借入先	未償還元金	円
震災復旧費	資金運用部、県、その他	1,799,101,64	
教養施設費	//	29,603,067,00	
土木事業費	//	10,543,433,34	
土産業費	//	5,000,092,00	
社会公益費	//	2,000,000,00	
公水道費	//	250,000,00	
その他	//	37,847,266,21	
計		9,731,257,71	
		96,774,217,90	

国民健康保険

財産明細		
1. 基本財産		
イ、 証券の部	内	5,000.00
ロ、 現金の部		215,538.78
2. 市有財産		
イ、 現金の部		528,759.01
ロ、 土地の部	本庁舎外	96,368坪53
ハ、 建物の部	//	20,271坪302
3. 共有財産		
イ、 土地の部		
		51,745

湯河原町、吉浜町 造林 839町1600) 10万分 当市持分
るより工かのや無れすつ成こ来虫療全多台分べ架

工義歯について申し述べますと、他の完全な自分の歯に冠せてこれを支にするという、今までくとられたこの方法は実現できません。保険診の場合は両隣りの歯が歯で「インレー」の出来る条件に適つた場合、これを支台にしてやるかいいは継ぎ歯の条件に適つた場合、これを支台にすることになります。そこで、前歯でも奥歯でも橋の歯が二本以上の場合は、或いは支台になる自分歯が手前に一本しかなければ、その場合には棧橋式架歯はできないことになります。

の歯が二の金属歯の条件に適つてゐる場合にできる（但しあやしらすにはきない）

前歯II一本無い所へ隣の自分の歯が四の継続歯の条件に適つてゐる場合にできる（但しあやしらすにはきない）

又「ボストインレー」（レジンを立てるインレー）の条件に適つてゐる場合もできる。但し延長架工歯（ナット橋式）或いはすべて二十以上の欠損に対してもできない。

以上が大体基準になつてゐるのですが、個々の細部についてはこれにあてはまらない場合もあると思ひますからよく歯科医と御相談下さい。

貞明皇后記念救ライ事業 募金運動について

衛生

貞明皇后は、極めて御婦徳高く、その御生涯は常に国民とともにあつて愛情といつくしみの権化であつたと申し上げられるのであります。御遺徳の多い中わけても人から嫌悪され、世の中から見捨てられがちな救ライ事業は、御生涯の御事業とされておられて施設の改善協会が設立され、わが國の救ライ事業に光明が出て昭和六年尊い御恩召によつて財団法人ライ予防会が設立され、このたび天皇陛下をはじめ貞明皇后を御母君と仰ぎ各宮様方が御遺志を継しましたので、この機会に救ライ事業資金募集の大国民運動を展開してこの事業を力強く推進しもつてわが国から一人のライ患者もなくしたい趣旨で、貞明皇后記念救ライ事業募金運動が興されたのであります。

1. 未感染児童の保育業は次の通りであります。この募金によつて行う事業は次の通りであります。

2. 未感染子女の職業補導

3. 未感染家族の養老指導

4. 患者及び家族に対する指導

5. 患者の信仰生活に対する指導

6. 患者の慰安

7. 救ライ思想の普及する指導

8. 患者及び家族に対する指導

9. 患者の信仰生活に対する指導

10. 患者の慰安

11. 患者の思想の普及する指導

12. 患者の信仰生活に対する指導

13. 患者の慰安

14. 患者の思想の普及する指導

15. 患者の信仰生活に対する指導

16. 患者の慰安

17. 救ライ思想の普及する指導

18. 患者の信仰生活に対する指導

19. 患者の慰安

20. 患者の思想の普及する指導

21. 患者の信仰生活に対する指導

22. 患者の慰安

23. 患者の思想の普及する指導

24. 患者の信仰生活に対する指導

25. 患者の慰安

26. 患者の思想の普及する指導

27. 患者の信仰生活に対する指導

28. 患者の慰安

29. 患者の思想の普及する指導

30. 患者の信仰生活に対する指導

31. 患者の慰安

32. 患者の思想の普及する指導

33. 患者の信仰生活に対する指導

34. 患者の慰安

35. 患者の思想の普及する指導

36. 患者の信仰生活に対する指導

37. 患者の慰安

38. 患者の思想の普及する指導

39. 患者の信仰生活に対する指導

40. 患者の慰安

41. 患者の思想の普及する指導

42. 患者の信仰生活に対する指導

43. 患者の慰安

44. 患者の思想の普及する指導

45. 患者の信仰生活に対する指導

46. 患者の慰安

47. 患者の思想の普及する指導

48. 患者の信仰生活に対する指導

49. 患者の慰安

50. 患者の思想の普及する指導

51. 患者の信仰生活に対する指導

52. 患者の慰安

53. 患者の思想の普及する指導

54. 患者の信仰生活に対する指導

55. 患者の慰安

56. 患者の思想の普及する指導

57. 患者の信仰生活に対する指導

58. 患者の慰安

59. 患者の思想の普及する指導

60. 患者の信仰生活に対する指導

61. 患者の慰安

62. 患者の思想の普及する指導

63. 患者の信仰生活に対する指導

64. 患者の慰安

65. 患者の思想の普及する指導

66. 患者の信仰生活に対する指導

67. 患者の慰安

68. 患者の思想の普及する指導

69. 患者の信仰生活に対する指導

70. 患者の慰安

71. 患者の思想の普及する指導

72. 患者の信仰生活に対する指導

73. 患者の慰安

74. 患者の思想の普及する指導

75. 患者の信仰生活に対する指導

76. 患者の慰安

77. 患者の思想の普及する指導

78. 患者の信仰生活に対する指導

79. 患者の慰安

80. 患者の思想の普及する指導

81. 患者の信仰生活に対する指導

82. 患者の慰安

83. 患者の思想の普及する指導

84. 患者の信仰生活に対する指導

85. 患者の慰安

86. 患者の思想の普及する指導

87. 患者の信仰生活に対する指導

88. 患者の慰安

89. 患者の思想の普及する指導

90. 患者の信仰生活に対する指導

91. 患者の慰安

92. 患者の思想の普及する指導

93. 患者の信仰生活に対する指導

94. 患者の慰安

95. 患者の思想の普及する指導

96. 患者の信仰生活に対する指導

97. 患者の慰安

98. 患者の思想の普及する指導

99. 患者の信仰生活に対する指導

100. 患者の慰安

101. 患者の思想の普及する指導

102. 患者の信仰生活に対する指導

103. 患者の慰安

104. 患者の思想の普及する指導

105. 患者の信仰生活に対する指導

106. 患者の慰安

107. 患者の思想の普及する指導

108. 患者の信仰生活に対する指導

109. 患者の慰安

110. 患者の思想の普及する指導

111. 患者の信仰生活に対する指導

112. 患者の慰安

113. 患者の思想の普及する指導

114. 患者の信仰生活に対する指導

115. 患者の慰安

116. 患者の思想の普及する指導

117. 患者の信仰生活に対する指導

118. 患者の慰安

119. 患者の思想の普及する指導

120. 患者の信仰生活に対する指導

121. 患者の慰安

122. 患者の思想の普及する指導

123. 患者の信仰生活に対する指導

124. 患者の慰安

125. 患者の思想の普及する指導

126. 患者の信仰生活に対する指導

127. 患者の慰安

128. 患者の思想の普及する指導

129. 患者の信仰生活に対する指導

130. 患者の慰安

131. 患者の思想の普及する指導

132. 患者の信仰生活に対する指導

133. 患者の慰安

134. 患者の思想の普及する指導

135. 患者の信仰生活に対する指導

136. 患者の慰安

137. 患者の思想の普及する指導

138. 患者の信仰生活に対する指導

139. 患者の慰安

140. 患者の思想の普及する指導

141. 患者の信仰生活に対する指導

142. 患者の慰安

143. 患者の思想の普及する指導

144. 患者の信仰生活に対する指導

145. 患者の慰安

146. 患者の思想の普及する指導

147. 患者の信仰生活に対する指導

148. 患者の慰安

149. 患者の思想の普及する指導

150. 患者の信仰生活に対する指導

151. 患者の慰安

152. 患者の思想の普及する指導

153. 患者の信仰生活に対する指導

154. 患者の慰安

155. 患者の思想の普及する指導

156. 患者の信仰生活に対する指導

157. 患者の慰安

158. 患者の思想の普及する指導

159. 患者の信仰生活に対する指導

160. 患者の慰安

161. 患者の思想の普及する指導

162. 患者の信仰生活に対する指導

163. 患者の慰安

164. 患者の思想の普及する指導

165. 患者の信仰生活に対する指導

166. 患者の慰安

167. 患者の思想の普及する指導

168. 患者の信仰生活に対する指導

169. 患者の慰安

170. 患者の思想の普及する指導

171. 患者の信仰生活に対する指導

172. 患者の慰安

173. 患者の思想の普及する指導

174. 患者の信仰生活に対する指導

175. 患者の慰安

176. 患者の思想の普及する指導

177. 患者の信仰生活に対する指導

178. 患者の慰安

179. 患者の思想の普及する指導

180. 患者の信仰生活に対する指導

181. 患者の慰安

182. 患者の思想の普及する指導

183. 患者の信仰生活に対する指導

</

